

## 新型コロナウイルス感染症初動対応フロー図（訪問系サービス）

- 利用者や職員に発熱や咽頭痛、鼻水といった風邪症状等、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状が発生した。
- 又は
- 抗原検査キットの自己検査で陽性の結果が出た。

※抗原検査キットについては、以下も参照ください。

[○新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品\(検査キット\)の承認情報 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

[○京都市：抗原検査キットを用いた障害者施設・障害福祉サービス事業所職員への集中検査について \(kyoto.lg.jp\)](https://www.kyoto.lg.jp)

- 当該者からかかりつけ医等に連絡して指示を受けるよう伝える。
- 職員の場合、かかりつけ医等からの指示内容を事業所内で共有する必要があるため、管理者へ随時報告するよう依頼

### PCR検査を受検することになった

#### (1) 対象者が利用者の場合

①当該利用者の発症日（無症状の場合はPCR検査を受検した日）の2日前以降（＝感染可能期間）に接触した職員をリストアップする。

②①でリストアップした対象者（＝濃厚接触の可能性のある者）に対して状況を情報提供する。

③当該利用者にサービス提供している関係事業所を特定し、速やかに状況の情報提供をする。

※関係事業所がわからない場合は、支給決定機関（区役所・支所等）や計画相談支援事業所と連携して把握する。  
濃厚接触者の特定等については、以下を参照ください。

[○京都市：事業所等で新型コロナウイルス感染症患者と診断された際の対応および検査について \(kyoto.lg.jp\)](https://www.kyoto.lg.jp)

#### (2) 対象者が職員の場合

①当該職員の発症日（無症状の場合はPCR検査を受検した日）の2日前以降に接触した利用者、職員（他事業所も含む）をリストアップする。

②①でリストアップした対象者（＝濃厚接触の可能性のある者）に対して状況を情報提供する。

### 陰性

- 上記の「濃厚接触の可能性のある者」に対し、結果の情報提供をする。
- ※この場合、京都市障害保健福祉推進室への報告は不要です。

#### ※参考資料

○感染した場合・濃厚接触者に特定された場合の対応について

[京都市：新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者となった方へ](https://www.kyoto.lg.jp)

### 陽性

#### (1) 陽性者が利用者の場合

①陽性の旨を関係事業所、支給決定機関（区役所・支所等）へ情報提供する。

②上記の「濃厚接触の可能性のある者」は濃厚接触者になる可能性があるため、体調管理等を行う（以下リンク先を参照ください）。

○濃厚接触者の特定について

[京都市：事業所等で新型コロナウイルス感染症患者と診断された際の対応および検査について \(kyoto.lg.jp\)](https://www.kyoto.lg.jp)

③陽性利用者に対し、必要なサービスは継続して提供できるようサービス調整を行う（令和3年2月16日付け厚労省事務連絡「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」を参照）。

※サービス提供する際には、職員を固定したり个人防护具（マスク、フェイスシールドやゴーグル、ガウン）を着用する等の対応を行う。

#### (2) 陽性者が職員の場合

①感染可能期間に陽性となった職員が支援に入っていた利用者や、関係事業所に陽性の旨を情報提供する（該当者がいない場合は情報提供不要）。

②陽性になった職員が行う予定だったサービス提供について調整を行う。

### 障害保健福祉推進室へ報告書を提出

※ただし、以下①②の場合、報告書の提出は不要です。

①職員が感染し、感染可能期間に、利用者や自事業所・他事業所との接触がない場合。

②利用者が感染し、感染可能期間にサービス提供がない場合。

※新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の連絡方法（報告書）

[京都市：新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の連絡方法](https://www.kyoto.lg.jp)